

2025年6月13日

各位

東京都港区南青山三丁目10番43号
株式会社 きらぼし銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

1. 対象となる預金等
2015年1月1日から2015年12月31日に最終異動日等があった預金等
2. 預金保険機構への納期限（※）
2026年6月15日

※ 法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上

公告中断による追加公告

1. 公告中断日時
令和7年6月20日午後2時30分から午後4時20分まで
2. 公告中断内容
公告掲載期間において、サーバの通信回線が一時的にダウンしたため公告の中断が生じました。

公告中断による追加公告

1. 公告中断日時

令和7年6月20日午後9時00分から午後9時25分までと令和7年6月20日午後9時40分から午後10時00分まで

2. 公告中断内容

公告掲載期間において、サーバの通信回線が一時的にダウンしたため公告の中断が生じました。